

規 約

海の子学園後援会

「うみっこ基金」

社会福祉法人海の子学園

海の子学園後援会 「うみっこ基金」 規約

(名称及び事務所)

第1条 この後援会は、海の子学園後援会「うみっこ基金」(以下、本会という。)と称し、事務所を大阪市港区池島3-7-18 社会福祉法人海の子学園に置く。

(目的)

第2条 この会は、社会福祉法人海の子学園が事業目的を達成するために必要な援助を行うことを目的とする。

(会員)

第3条 この会の会員は、本会の趣旨に賛同し、会費を納め会員登録をした個人または法人・団体とする。また会員登録はしないが、本会の趣旨に賛同し資金を寄付するものを賛助会員とすることができる。

(会費)

第4条 年会費は2種類とし、個人会費は1口2,000円(何口でも可)、法人・団体会費は1口10,000円(何口でも可)とする。

(事業及び活動)

第5条 この会は、目的達成のため次の事業及び活動を行うものとする。

- (1) 海の子学園の各種事業への協力
- (2) 海の子学園児童・卒業生の支援
- (3) 児童福祉の研究ならびに啓発活動にかかる援助
- (4) 会員の拡大及び会員相互の連絡等に関する事業
- (5) その他目的達成のために必要な事業

(役員)

第6条 この会には、次の役員を置くことが出来る。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 2名

(会長の選任)

第7条 会長の選任は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得て選出する。

(役員を選任)

第8条 この会の役員は、会員の中から選出し、総会において承認する。

(役員職務)

第9条 この会の役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会務及び会計の運営処理を行う。
- (4) 監事は、会計を監査し、その結果について会に報告し意見を述べるができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は3年とし、再選を妨げない。欠員を生じた時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 会議は下記の事由により会長が招集し、開催する。

- (1) 役員会が必要と認めた場合。
- (2) 総会は年1回とし、事業、予算、規約改正等、その他必要事項の審査をする。総会の議決は出席者(書面可)の過半数の賛成による。

(財政)

第12条 本会の財務については、下記の通りとする。

- (1) この本会の経費は、会費を主な財源とし、寄付金その他の収入をあてる。
- (2) 運用は、援助申請を役員会で検討し、役員会が適切と判断した場合に行う。
- (3) 役員は、書面又は電磁的記録により意思表示をすることが出来る。

(会計年度及び会計監査)

第13条 この会計年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとする。

- 2 会計は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

附則

本規約は令和2年4月1日より実施する。

海の子学園後援会「うみっこ基金」発足時役員名簿

◆役員

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 会 長 | ・秋山順子(海の子学園 入舟寮 元職員) |
| 副 会 長 | ・岡本佳久(海の子学園 常務理事 池島施設長) |
| 副 会 長 | ・森上英勝(海の子学園 入舟寮 卒業生) |
| 事務局長 | ・城村威男(海の子学園 入舟寮 施設長) |
| 監 事 | ・久保樹里(花園大学 講師：海の子学園 評議員) |
| | ・大屋準一(大阪ユニバーサルシティ RC 会長) |
| | (なお、監事 1 名は大阪ユニバーサルシティ RC 会長とする。) |

◆期 間

- ・令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日

◆事務局

- | | |
|-----|-------------------------|
| 会 計 | ・中岡毅彦(海の子学園 池島寮 副施設長代理) |
|-----|-------------------------|